

令和 3 年

12 月加賀市議会定例会議案

# 令和3年12月加賀市議会定例会議案

## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第85号	令和3年度加賀市一般会計補正予算.....	別冊
議案第86号	令和3年度加賀市一般会計補正予算.....	別冊
議案第87号	令和3年度加賀市国民健康保険特別会計補正予算.....	別冊
議案第88号	令和3年度加賀市介護保険特別会計補正予算.....	別冊
議案第89号	令和3年度加賀市病院事業会計補正予算.....	別冊
議案第90号	令和3年度加賀市水道事業会計補正予算.....	別冊
議案第91号	令和3年度加賀市下水道事業会計補正予算.....	別冊
議案第92号	大聖寺ゲートウェイ条例について.....	1
議案第93号	加賀市国民健康保険条例の一部改正について.....	5
議案第94号	請負契約の締結について.....	6
議案第95号	物品購入契約について.....	7
議案第96号	物品購入契約について.....	8
議案第97号	物品購入契約について.....	9

議 案 第 9 2 号

大聖寺ゲートウェイ条例について

大聖寺ゲートウェイ条例を次のように定める。

令和3年11月25日提出

加賀市長 宮 元 陸

大聖寺ゲートウェイ条例

(設置)

第1条 鉄道、路線バスその他の公共交通機関の利用者の利便性向上及び大聖寺駅周辺の賑わい創出を図るため、大聖寺ゲートウェイを設置する。

(名称及び位置)

第2条 大聖寺ゲートウェイの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大聖寺ゲートウェイ

位置 加賀市熊坂町イ136番地

(指定管理者による管理)

第3条 大聖寺ゲートウェイの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 大聖寺ゲートウェイの利用の許可に関する業務
- (2) 大聖寺ゲートウェイの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、大聖寺ゲートウェイの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用時間及び休業日)

第5条 大聖寺ゲートウェイの利用時間及び休業日に関し必要な事項は、規則で定める。

(利用の許可)

第6条 会議室及びコワーキングスペース(以下「会議室等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の際、指定管理者は、必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、大聖寺ゲートウェイの利用を拒むことができる。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その利用が鉄道の運行又は乗降客の駅利用に支障が生じるおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(利用の取消し等)

第8条 指定管理者は、第6条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可に付した条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請によって利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(目的外利用及び利用権利譲渡の禁止)

第9条 利用者は、許可を受けた目的以外に会議室等を利用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金の納入)

第10条 利用者は、指定管理者に会議室等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第11条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、会議室等の利用を終えたとき、又は第8条第1項の規定により利用を停止させられ、若しくは利用許可を取り消されたときは、速やかに原状に回復し、指定管理者の確認を受けなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、施設、設備、器具等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、相当金額をもって損害を賠償しなければ

ならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年3月31日から施行する。

別表(第10条関係)

利用料金

区分	単位	金額
会議室	1時間	2,000円
コワーキングスペース	1人1回	200円

備考 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げて利用料金を計算する。

議案第93号

加賀市国民健康保険条例の一部改正について

加賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月25日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加賀市国民健康保険条例(平成17年加賀市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加賀市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第94号

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

令和3年11月25日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 工 事 名 称 旧よしのや依緑園別荘大規模改修工事(建築工事)2期
- 2 工 事 場 所 加賀市山中温泉南町地内
- 3 契 約 金 額 235,290,000円
- 4 契約の相手方 谷口・ミヤジマ特定建設工事共同企業体  
代表者 石川県加賀市山中温泉泉町145番地  
株式会社谷口工務店  
代表取締役 谷口 長久  
構成員 石川県加賀市山中温泉二天町ホ40番地3  
株式会社ミヤジマ建設  
代表取締役 今井 剛



議案第95号

物品購入契約について

次のとおり物品を購入する。

令和3年11月25日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 品名及び数量      ロータリー除雪車    1台
  
- 2 契 約 金 額      28,765,000円
  
- 3 契約の相手方      石川県金沢市鳴和2丁目7番20号  
   北陸重機株式会社  
   代表取締役 馳部 茂義

議案第96号

物品購入契約について

次のとおり物品を購入する。

令和3年11月25日提出

加賀市長 宮 元 陸

- |   |        |  |    |
|---|--------|--|----|
| 1 | 品名及び数量 | 除雪ホイールローダ（8t級）                               | 2台 |
| 2 | 契約金額   | 18,898,000円                                  |    |
| 3 | 契約の相手方 | 石川県小松市串町工業団地1番地3<br>株式会社室戸鉄工所<br>代表取締役 室戸 眞吾 |    |

議案第97号

物品購入契約について

次のとおり物品を購入する。

令和3年11月25日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 品名及び数量 除雪ミニホイールローダ 5台
- 2 契約金額 16,995,000円
- 3 契約の相手方 石川県小松市串町工業団地1番地3  
株式会社室戸鉄工所  
代表取締役 室戸 眞吾

# 【参考資料】

## 条例案件新旧対照表

令和 3 年

12 月加賀市議会定例会

令和3年12月加賀市議会定例会  
条例案件新旧対照表

— 目 次 —

件 名	頁
(議案第93号) 加賀市国民健康保険条例の一部改正について.....	1

加賀市国民健康保険条例(平成17年加賀市条例第155号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第5条まで 略 (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産と認めるときは、<u>40万4,000円</u>に、同条第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第5条まで 略 (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産と認めるときは、<u>40万8,000円</u>に、同条第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p> <p>※以下 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。</u> (<u>経過措置</u>)</p>	

2 この条例による改正後の加賀市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。